

区長報告第六号

専決処分について

港区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和三十九年港区条例第八号）第三条第一項の規定に基づき、平成二十九年十一月八日次のとおり処分したので、同条第二項の規定に基づき報告する。

平成二十九年十一月二十九日

港区長 武井雅昭

記

平成二十八年十二月二日議決を得た製造請負契約（港区立港郷土資料館展示設営物等の製造）の契約金額「十三億六千八十万円」を「十三億五千七百九十二万二千八百八十円」に変更する。